

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について、同法第二十条第一項の契約を締結したので、同法第三十三条第三項において読み替えて適用する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第三項の規定に基づき公示する。

令和三年五月一日

日本年金機構国民年金部長

南関東③地区における納付受託者等については、以下のとおりである。

名 称	アイヴィジット・東洋紙業共同企業体 （代表企業 株式会社アイヴィジット）
所在地	東京都渋谷区代々木２－２－１
（対象地域）	
都道府県名	年金事務所
東京都 （多摩地区）	立川 武蔵野 青梅 八王子 府中
山梨	甲府 大月 竜王